

政府におけるオープンデータの 取り組みについて



平成29年2月23日
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

官民データ活用推進基本法の概要

目的 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。（1条）

第1章 総則

◆「官民データ」とは、電磁的記録（※1）に記録された情報（※2）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。（2条）

- ※1 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。
※2 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことにならざるおそれがあるものを除く。

◆ 基本理念

- ①IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る（3条1項）
- ②自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与（3条2項）
- ③官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する（3条3項）
- ④官民データ活用の推進に当たって、
 - ・安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすること（3条4項）
 - ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での情報通信技術の更なる活用（3条5項）
 - ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための基盤整備（3条6項）
 - ・多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備（3条7項）
 - ・AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用（3条8項）

◆ 国、地方公共団体及び事業者の責務（4条～6条）

◆ 法制上の措置等（7条）

第2章 官民データ活用推進基本計画等

- ◆ 政府による官民データ活用推進基本計画の策定（8条）
- ◆ 都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定（9条1項）
- ◆ 市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）（9条3項）

第3章 基本的施策

- ◆ 行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進（10条）
- ◆ 国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）（11条）
- ◆ 官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等（12条）
- ◆ 地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正（14条）
- ◆ 情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（サービスプラットフォーム）（15条）
- ◆ 国及び地方公共団体の施策の整合性の確保（19条）
- ◆ その他、マイナンバーカードの利用（13条）、研究開発の推進等（16条）、人材の育成及び確保（17条）、教育及び学習振興、普及啓発等（18条）

第4章 官民データ活用推進戦略会議

- ◆ IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置（20条）
- ◆ 官民データ活用推進戦略会議の組織（議長は内閣総理大臣）（22、23条）
- ◆ 計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備（議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等）（20条～28条）
- ◆ 地方公共団体への協力（27条）

附則

- ◆ 施行期日は公布日（附則1項）
- ◆ 本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力（附則2項）

官民データ活用推進基本法のオープンデータに関する規定

国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等（第11条）

国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人・法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。
(事業者が保有する官民データであって公益の増進に資するものについては、同様の措置を講ずる努力義務が規定されている。)

オープンデータとは、政府や地方公共団体などが保有する公共データが、①「二次利用可能なルールの下」で、②「機械判読に適した形」で、公開されること。

オープンデータへの取組により、新事業の創出、行政の透明性・信頼性の向上等が期待。

1. 二次利用可能なルールの適用

【ルール未適用】

- ホームページの情報を利用する際、著作権処理（使用許可等）に手間、時間、費用等がかかる
- 利用に制約があり、自由に編集・加工が出来ない

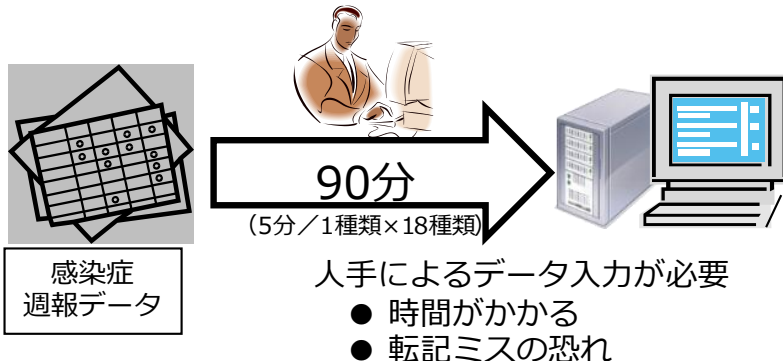
【二次利用可能なルール】

- 出典を明記すれば、許可を得ずとも自由にホームページ情報の二次利用が可能
- 自由に編集・加工が出来るため、他のデータとも組み合わせ利用拡大が見込める

2. 機械判読性のあるデータの価値

(例) 感染症週報データを地図情報に重ねた「全国感染症マップ」を作成

【機械判読性のないデータ（画像等）の場合】



【機械判読性のあるデータ（csv形式等）の場合】



未来投資会議（平成28年12月19日）の概要

○安倍内閣総理大臣 発言

「先週施行された『官民データ活用推進基本法』の下、安全・安心に、個人情報に配慮しつつ、オープンデータを強力に推進してまいります。

IT総合戦略本部の下、官民の専門家からなる司令塔を設置し、そして民間ニーズに即して重点分野を定め、2020年までを集中取組期間として、必要な施策を断行してまいります。関係大臣は議員から提案された具体的な施策と年限を踏まえて検討を進め、直ちに施策を具体化していただきたいと思います。」

（参考）議員から提案された具体的な施策（会議資料より抜粋）

<御立氏>

- オープンデータ先進国化をアベノミクス2.0の柱のひとつとし、2020年までを「オープンデータ集中取組期間」と位置付け、IT戦略本部の下、強力な政府の司令塔機能を設置
- 公共データの「原則オープン化」を制度的に担保し、「開示指針」「活用ルール」を明示的に定める
 - 非開示にする場合は、理由等を開示させる
 - 開示すべきでない個人情報等との線引き等を明示し、活用促進と国民の不安除去
- ベンチャーを含む官民の対話の場を設置し、オープンデータ化を進める重点分野の特定、ならびに関連した規制見直しの特定を行う
（具体例）①2020年東京オリパラ（運行情報、施設情報等）、②自動走行マップ（リアルタイム性のあるデジタル地図）

<竹中議員>

公共データを民間に徹底開放し、新たなビジネス創出や社会課題の解決につなげていく。IT総合戦略本部のもとに官民の専門家が集う司令塔を設け、関係会議体と緊密に連携し、集中取組期間を設けて必要な施策を断行するべきである。

1. 「官民データ活用推進基本法」の施行を受け、オープンデータの推進を強力に進めていく。公共データを「原則オープン」にし、我が国が直面する社会保障の諸課題等の解決と、ベンチャー企業等による新しいサービスの実現を後押し
2. IT総合戦略本部のもとに設置される官民データ活用推進戦略会議に官民の専門家を集め、民間ニーズに即して重点的取組分野を定める。2020年までを集中取組期間として必要な施策を断行

データカタログサイトのデータセット登録数の推移

※

府省名	データセット数 (2014年10月)	データセット数 (2015年3月)	データセット数 (2015年9月)	データセット数 (2016年3月)	データセット数 (2016年9月)	データセット数 (2017年2月)	機械判読性の高いデータセット (csv,xls,xlsx) 率 (%)	PDF率 (%)
合計	12347	12,970	14,731	16,308	17,678	18,582	24.0%	43.2%
国土交通省	3104	3,202	3,416	3,619	3,681	3,731	24.7%	40.4%
経済産業省	1459	1,512	2,165	2,347	2,861	2,799	15.6%	66.5%
厚生労働省	1051	1,096	1,268	1,488	1,803	1,933	32.3%	38.8%
文部科学省	1097	1,299	1,431	1,477	1,550	1,630	56.3%	23.5%
内閣府	799	812	1,186	1,417	1,434	1,479	4.0%	51.4%
環境省	1027	1,025	1,035	1,037	1,037	1,270	26.2%	31.3%
財務省	699	765	774	1,166	1,192	1,254	33.6%	27.3%
総務省	710	746	721	849	874	886	26.4%	44.0%
農林水産省	507	536	536	543	605	707	19.9%	49.8%
法務省	509	531	565	584	599	631	20.6%	24.8%
警察庁	306	388	463	422	468	621	31.3%	52.1%
防衛省	289	278	307	326	351	365	6.5%	43.1%
人事院	196	122	141	197	214	236	18.3%	52.2%
金融庁	98	152	163	228	243	206	25.2%	34.0%
外務省	119	120	126	131	131	165	8.7%	30.3%
公正取引委員会	143	129	136	145	148	151	6.0%	41.7%
個人情報保護委員会					136	148	0.0%	99.3%
宮内庁	87	93	96	121	128	131	21.7%	42.9%
消費者庁	45	53	82	83	85	86	6.6%	62.3%
内閣官房	57	63	71	74	76	81	8.0%	54.0%
内閣法制局	34	37	38	43	49	52	2.9%	23.5%
復興庁	11	11	11	11	13	20	12.9%	58.1%

※ 機械判読性の高いデータセット率及びPDF率は各府省がデータカタログサイトに登録しているそれぞれの形式のファイル数を各府省の総登録ファイル数で割って算出。(1つのデータセットを複数のファイル形式で登録している事例が多数ある。総データセット数18,582に対し、総ファイル数は23,833。)